



年末年始の資源・ごみの収集日を確認しましょう！



年末年始は、大掃除などにより家庭ごみの量が増え、ごみ処理施設が混み合います。計画的なごみ出しにご協力をお願いします。

年末年始の資源・ごみの収集日

地域	12月の収集最終日			来年1月の収集開始日
	可燃	不燃	資源	
小豆沢、稲荷台、清水町、蓮沼町、本町、中台、西台一・二丁目、若木三丁目	31日(土)	28日(水)	26日(月)	5日(木) 11日(水) 9日(祝)
西台三・四丁目、若木一・二丁目	31日(土)	16日(金)	26日(月)	5日(木) 6日(金) 9日(祝)
前野町	31日(土)	23日(金)	26日(月)	5日(木) 13日(金) 9日(祝)
大谷口、大谷口上町、大谷口北町、大山西町、向原	30日(金)	15日(木)	27日(火)	4日(水) 5日(木) 10日(火)
赤塚三丁目、成増二・三丁目	30日(金)	22日(木)	27日(火)	4日(水) 12日(木) 10日(火)
赤塚四・五・八丁目、成増四・五丁目	30日(金)	17日(土)	27日(火)	4日(水) 7日(土) 10日(火)
小茂根、桜川、東山町	30日(金)	24日(土)	27日(火)	4日(水) 14日(土) 10日(火)
坂下、蓮根、東坂下、舟渡、徳丸五～八丁目	31日(土)	16日(金)	28日(水)	5日(木) 6日(金) 4日(水)
相生町、志村、徳丸一～四丁目	31日(土)	23日(金)	28日(水)	5日(木) 13日(金) 4日(水)
泉町、大原町、上板橋三丁目、常盤台、富士見町、南常盤台、宮本町、大門、三園一丁目、四葉	30日(金)	17日(土)	29日(木)	4日(水) 7日(土) 5日(木)
上板橋一・二丁目、東新町、新河岸、高島平六～九丁目、三園二丁目	30日(金)	24日(土)	29日(木)	4日(水) 14日(土) 5日(木)
板橋、中板橋、氷川町、双葉町、大和町、高島平二～五丁目	31日(土)	21日(水)	30日(金)	5日(木) 4日(水) 6日(金)
加賀、仲宿、高島平一丁目	31日(土)	28日(水)	30日(金)	5日(木) 11日(水) 6日(金)
仲町、弥生町、赤塚一・二・六・七丁目、赤塚新町	30日(金)	15日(木)	24日(土)	4日(水) 5日(木) 7日(土)
大山町、大山金井町、大山東町、熊野町、幸町、栄町、中丸町、南町、成増一丁目	30日(金)	22日(木)	24日(土)	4日(水) 12日(木) 7日(土)

来年1月1日(祝)～3日(火)の収集はお休みします

※収集日当日の朝(8時まで)にお出しください。
※大型コンテナ方式・貯留式の大規模集合住宅は、別途ちらしなどでお知らせします。
※集積所の看板にお知らせを貼り出しますので、ご確認ください。
※資源・ごみの収集日は、区ホームページ・板橋区統合アプリ「ITA-Port」からもご覧になれます。

粗大ごみ収集、家電・パソコン回収

区分・品目	収集日・申込
粗大ごみ(家具・寝具・自転車などの大型ごみ)	粗大ごみ受付センター☎5296-7000(月曜～土曜8時～19時、12月29日(休)～来年1月3日(火)を除く)※粗大ごみ収集・区指定場所への持込は、年末は12月30日(金)まで、年始は来年1月4日(水)からです。
家電(エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機)	家電リサイクル受付センター☎0570-087200(月曜～金曜9時～17時、12月29日(休)～来年1月3日(火)を除く)※商品を購入した販売店または買い替えをする販売店で引き取りができない場合に、お申し込みください。
パソコン	宅配便による無料回収(リネットジャパンリサイクル㈱)☎0570-085-800または各メーカーへの申込※対象機器など詳しくは、区ホームページをご覧ください。法人・個人事業者などの事業系パソコンは、(一社)パソコン3R推進協会☎5282-7685にお問い合わせください。

粗大ごみの申込

年末年始は粗大ごみの申込が増加し、電話がつながりにくい状況が予想されるため、24時間受付のインターネット申込にご協力をお願いします。※詳しくは、区ホームページをご覧ください。



マスクなどの捨て方

感染拡大防止のため、使用済みマスク・ティッシュなどを捨てる場合は、次の点に注意し、可燃ごみとしてお出しください。

- ごみ袋の破裂を防ぐため、容量に余裕を持たせて入れる
- ごみ袋は二重にし、しっかりしばって封をする
- ごみ捨て後は手を洗う



問合

- 資源循環推進課清掃事業係☎3579-2218
- 板橋東清掃事務所☎3969-3721
- 板橋西清掃事務所☎3936-7441

12月～来年1月は政治家の寄附禁止PR強化月間

議員・知事・区長など、現職の政治家や立候補予定者(以下「公職の候補者など」)が、選挙区内の人・団体にお金・物品を贈ることは、法律で禁止されています。

また、有権者が、公職の候補者などに寄附を勧誘・要求することも禁止されていますので、区民のみなさんもお気をください。※公職の候補者などを飲食を伴う集会・催しに招待する場

合は、招待状に会費を明示するか、会費は受け取らない旨を明示するようにお願いします。なお、金額を明示していない場合の支払い(包み金など)は、寄附になりますのでご注意ください。

- ▶寄附の禁止にあたる行為の例
- 開店祝い・落成式の花輪
 - お歳暮や入学・卒業祝い

問合

選挙管理委員会事務局☎3579-2681

- 病気見舞いの金品
- 葬式の供花・花輪
- 忘年会・新年会・地域行事などへの包み金・差し入れ
- 町内会の集会・催しへの寸志・差し入れ
- 代理が出席する場合の結婚祝い・葬式の香典
- 本人が出席しない行事に会費を出す・すぐに退席する行事に一般と同じ会費を出す



※新型コロナウイルス感染症の影響で、記事の内容が中止・変更になる場合があります。

各種証明書の手数料をキャッシュレス決済でお支払いできます

▶ところ＝戸籍住民課(区役所1階戸籍住民課交付・会計窓口)※利用可能な決済方法など詳しくは、区ホームページをご覧ください。▶問＝戸籍住民課管理係☎3579-2201

区制施行
90周年記念
ロゴマーク



いたばし未来パレット